

リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認業務の 開始について（令和6年7月24日施行）

総務省消防庁において、「[リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書（令和6年3月）](#)」（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、『[「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」の全部改正について（令和6年7月2日消防危第200号通知）](#)』（平成23年12月27日消防危第303号の全部改正）（以下「303号通知」という。）が発出されました。

303号通知では、一定の要件を満たしたリチウムイオン蓄電池を耐火性収納箱等に貯蔵し、又は取り扱う場合については、耐火性収納箱等ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないと示されました。

当協会では、当該耐火性収納箱等について、報告書、303号通知の別紙1に定められた耐火性能試験等に適合することを確認するための試験確認業務を、令和6年7月24日に開始しましたのでお知らせいたします。

なお、業務規程、申請様式及び試験確認基準については、次のリンク先をご確認ください。

- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認に係る業務規程](#)
- [申請様式](#)
- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の耐火性能試験及び構造要件等に係る試験確認基準](#)

【問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

TEL 03-3436-2353

E-mail gyoumu@khk-syoubou.or.jp